福岡県迷惑行為防止条例違反被疑事件

被疑者　〇〇〇〇

勾留延長決定に対する準抗告申立書

令和〇年〇月〇日

福岡地方裁判所　御中

弁護人　　福岡　九州男

TEL　〇-〇-〇

緊急時　〇-〇-〇

申　　立　　の　　趣　　旨

1　上記被疑者に対して令和〇年〇月〇日に福岡地方裁判所裁判官がなした勾留延長決定を取消す

2　検察官の勾留延長請求を却下する

との決定を求める。

申　　立　　の　　理　　由

第1　被疑事実の概要

　　本件被疑事実は、「被疑者は、正当な理由がないのに、令和〇年〇月〇日午後〇時頃、福岡市〇〇〇において、〇〇〇（当時16歳）に対し、同女の下着を撮影する目的で、その背後から、同女着用のスカートの下方にスマートフォンを差し入れ、持って公共の場所に置いて、人と著しく羞恥させ、かつ、人に不安を覚えさせるような方法で、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を他人の身体に向けたものである。」という福岡県迷惑行為防止条例違反（盗撮）の事案である。

第2　刑訴法208条2項の「やむを得ない事由」なし

　1　「やむを得ない事由」の解釈

刑訴法208条の「やむを得ない事由」とは、成人事件に関して言えば、「事件の複雑困難（被疑者もしくは被疑事実多数のほか、計算複雑、被疑者関係人らの供述又はその他の証拠の食い違いが少なからず、あるいは取調を必要と見込まれる関係人、証拠物等多数の場合等）、あるいは証拠蒐集の遅延若しくは困難（重要と思料される参考人の病気、旅行、所在不明もしくは鑑定等に多くの日時を要すること）等により勾留期間を延長して更に取調をするのでなければ起訴もしくは不起訴の決定をすることが困難な場合をいうものと解するのが相当である」（最判昭和37年7月3日民集 16巻7号1408頁）。

しかるに本件では、被疑者は少年であり、検察官は犯罪の嫌疑があると思料する限りは家庭裁判所に送致しなければならず、成人の場合のような起訴裁量はない。このため、「やむを得ない事由」の要件については、成人の場合よりも厳格に解釈されなければならない。この点に関しては、「少年事件においては、犯罪の嫌疑があると認められるときにはこれを家庭裁判所に送致するのであり、検察官において、起訴、不起訴を決すべき必要がないこと」を指摘して勾留延長の消極事情として捉えた裁判例（長崎地決平成2年8月17日最高裁事務総局「勾留及び保釈に関する（準）抗告審裁判例集」に要旨掲載）及び学説（財前昌和「少年事件における身柄拘束をめぐる諸問題」神戸学院法学24巻2号324頁）が正当である。

　2　事案の複雑困難性なし

本件は、上記のように、コンビニエンスストアにおける盗撮事件であり、店員が犯行を現認して声をかけたところ、被疑者はそのまま逃走したものである。そうすると、本件では盗撮事犯の中でも極めて単純な類型に属し、かかる事件について、20日間の勾留を必要とすべき事情は何ら見いだせない。

　3　証拠収集完了

そして、本件の争点に関する証拠である、防犯カメラの映像や被疑者のスマートフォン、その他の客観的証拠は全て保全されているはずであり、被害者や目撃者の取調べも本日に至るまでの10日間の勾留で完了しているか、していてしかるべき性質のものである。

防犯カメラの映像やスマートフォンといったデジタルデータに関しては、その解析作業に時間を要することが予想されるが、これについても、捜査機関が適正に管理して解析を行っている限り、被疑者がこれらの証拠を隠滅・改ざんすることは不可能であるから、在宅で捜査を行うことに格別の支障があるとは考えられないのである。

4　被疑者の取調べ状況から推察する捜査の進捗状況

被疑者は、当初こそ被疑事実についての取調べがなされていたものの、途中から取調べの主眼は余罪や常習性に関する点が主となり、本件被疑事実に関する取調べは、ここ数日はほとんどなされていないようである。もとより、余罪捜査のために勾留・勾留延長することは一罪一逮捕一勾留の原則を潜脱するものであり違法であるし、そうした取調べを行うということ自体、本件被疑事実に関する捜査が一通り終了していることを示す何よりの証左である。

5　長期間の勾留の弊害

　　　被疑者は現在19歳の少年であり、成人に比して身体拘束による弊害が大きいことはすでに述べたとおりである。このことは、勾留延長決定をなすにあたっても十分考慮されなければならないものであり、20日間の身体拘束が真にやむを得ないものであるか否かの吟味が必要不可欠であるが、本件ではそのような事情は何ら見いだせないのである。

第3　結論

以上より、本件では、刑訴法208条の「やむを得ない事由」がない。従って、勾留延長を認めた原決定は違法であり、取消を免れない。

以上